



改正派遣法施行から丸3年 派遣労働者の雇止めが急増

## 2018 派遣トラブルホットラインを開設！

改正労働者派遣法が施行されて丸3年が経過する9月30日を前に、派遣労働者の雇止めが急増しています。

3年の期間制限を越えて使った場合には、派遣先の雇用申し込みみなし規定が適用されること、また、3年に満たない場合でも3年が見込まれる場合には派遣元が雇用安定措置を講じなければならないことから、その前に切ってしまうという動きが拡大しているのです。

派遣労働者の雇止めの相談や派遣先の雇用申し込みみなしなどの相談に応じるため、NPO派遣労働ネットワーク（中野麻美理事長）主催により毎年恒例となっている「派遣トラブルホットライン」を以下のとおりを開設します。

日時 9 / 1（土）・2（日） 10：00～20：00

電話 050-5808-9835

会場 ユニオン運動センター

主催 NPO 派遣労働ネットワーク

